

駐屯地2号ボイラー洗缶整備等役務

件 名	駐屯地2号ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	1 / 3
図 面 名	表 紙	縮 尺	図 示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：駐屯地2号ボイラー洗缶整備等役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 業務概要：炉筒煙管ボイラー1基の洗缶整備及び性能検査受験 1式

4 履行期限：令和9年2月26日（金）

5 一般事項

- （1）本業務は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
・（財）建築保全センター編集建築保全共通仕様書
- （2）仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- （3）現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- （4）作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- （5）施工図・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- （6）役務写真はカラーで撮影し、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。写真には作業内容、日にちを記載した黒板等を入れること。また、作業後は整理の上、提出すること。
- （7）業務に必要な電気・水道等は発注者が準備する。
- （8）現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業も含む）
- （9）施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。
- （10）業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- （11）本役務は、役務完了後1年間を保証期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。
- （12）本役務は、検査官の作業完了検査及び提出書類すべての合格をもって役務の完了とする。

6 特記事項

- （1）本役務は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」労働省令第2章第5節38条及び第40条の性能検査を受検するために実施する作業をいう。
- （2）本役務は、ボイラー整備士の資格を有すると共に、当該ボイラーについて専門的な知識及び技能を有する者が作業を実施する。
- （3）作業中は原則として運転中のボイラーに支障を与えないよう留意する。
- （4）水面計ガラス及びバッキン類等の消耗品は、官給品を使用する為、契約後、調整する。
- （5）性能検査は11月10日（火）を基準とし、請負者の都合による検査日程の変更は基本的に不可とする。
- （6）請負業者は契約後すみやかに現場確認を実施し、監督官と事前打ち合わせを行うこと。

- （7）請負業者は、ボイラー本体について性能検査前日までに受検可能となるよう監督官と調整し、整備を実施する。また、性能検査当日は、必ず整備作業をした者が検査に立会うと共にボイラー検査官からの指示、指摘事項等の是正を、性能検査終了後速やかに実施する。また、性能検査日から3日以内にボイラー本体の復旧作業を実施し、運転確認まで完了させる。指摘事項の是正に時間を要する場合、官側との調整による。
- （8）2号ボイラーの諸元については表1による。

表1

名 称	2号ボイラー
製 造 所	(株) 高尾鉄工所
ボイラ型式	FTE-60CY 炉筒煙管式
バーナ型式	TMRC-60 蒸気噴霧式
電 熱 面 積	82.00㎡
蒸 発 量	7,200Kg/h
設 置 年 月	2021年7月

- （9）ボイラーの整備内容については表2による。

表2

ボイラー本体	ア 燃焼装置取付
	イ マンホール、検査口脱着
	ウ 燃焼室炉筒ブラシがけ清掃
	エ 煙管チューブクリーナー清掃
弁 類 及 び 給 水 装 置	オ 水室高圧洗浄作業
	ア 主蒸気弁、缶底ブロー弁の分解整備
	イ 給水元弁、給水逆止弁、ストレーナの分解整備
	ウ 給水ポンプグランドパッキンの入替及び給水内管の脱着
	エ 連続ブロー装置分解整備
水 面 計 及 び 水 位 検 出 器	オ 安全弁の分解整備
	カ 性能検査当日の安全弁吹出試験
	ア 水面計ガラス及び電極保持器の交換
	イ 水位電極棒、フロートスイッチの分解清掃及び機能点検
復 旧 及 び 運 転 確 認	ウ 管柱ブロー弁及びコック、連絡弁の分解清掃
	ア 開放部及び分解部の交換
	イ 圧力上昇後の漏洩点検及び増し締め
	ウ インターロックの作動点検及び各装置の状況確認

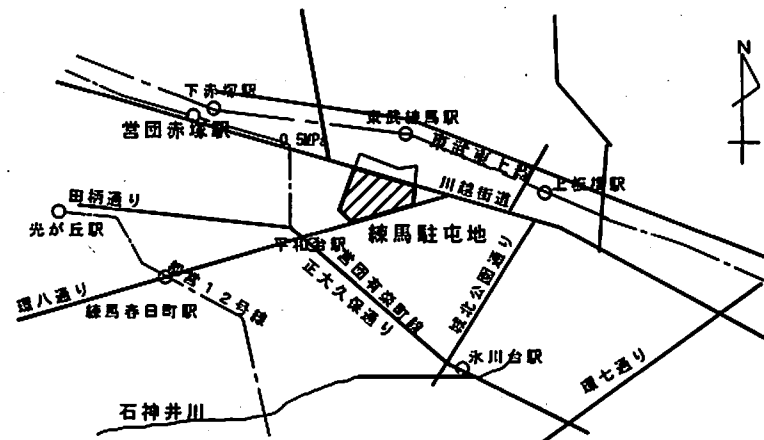
件 名	駐屯地2号ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	2 3
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	--
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

(10) ボイラー本体の性能検査事項については表3による。

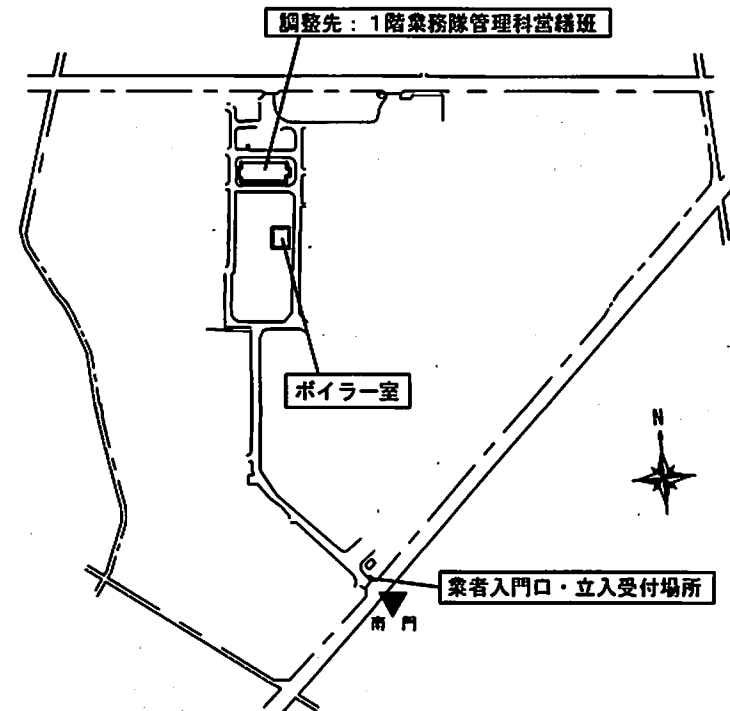
表3

種 別		検 査 項 目
ボイラー本体	炉筒煙管式	本体、燃焼装置、自動制御装置、付属品 及び付属装置、安全弁吹出試験

(11) ボイラーの安全弁について、分解整備及び吹出試験を実施すること。また、吹出試験は安全弁の報告書（A4用紙にて作成を基準）の確認をもって行うものとする。点検報告書には必ず作業内容がわかる写真を載せることとし、試験前日までに官側に提出すること。



駐屯地案内図 S=1:10000



駐屯地配置図 S=1:Non

件 名	駐屯地2号ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	3
図面名	案内図・配置図	縮 尺	--
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			